

クリーニング所(取次所) の て び き



2026 年 5 月

町田市保健所

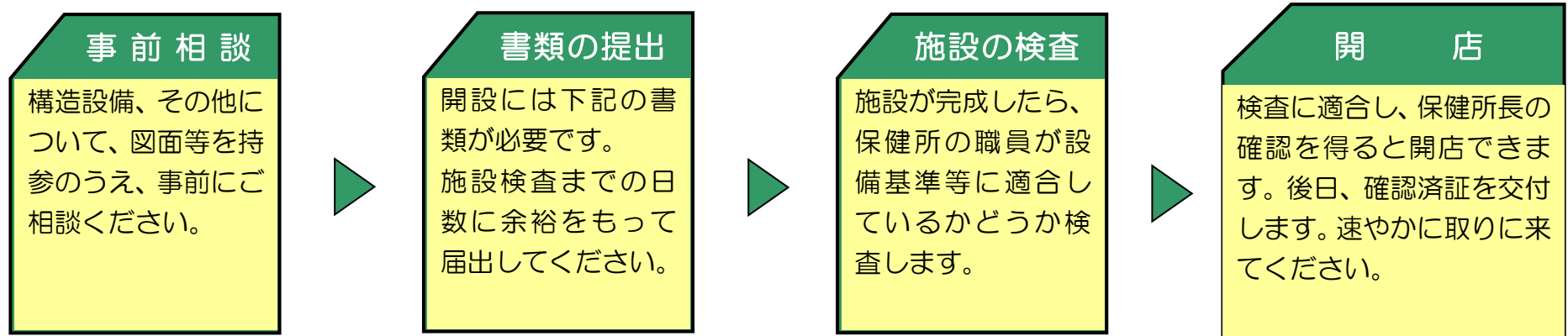
生活衛生課 環境衛生係

〒194-0021 東京都町田市中町2-13-3

電 話 042 (722) 7354

ファックス 042 (722) 3249

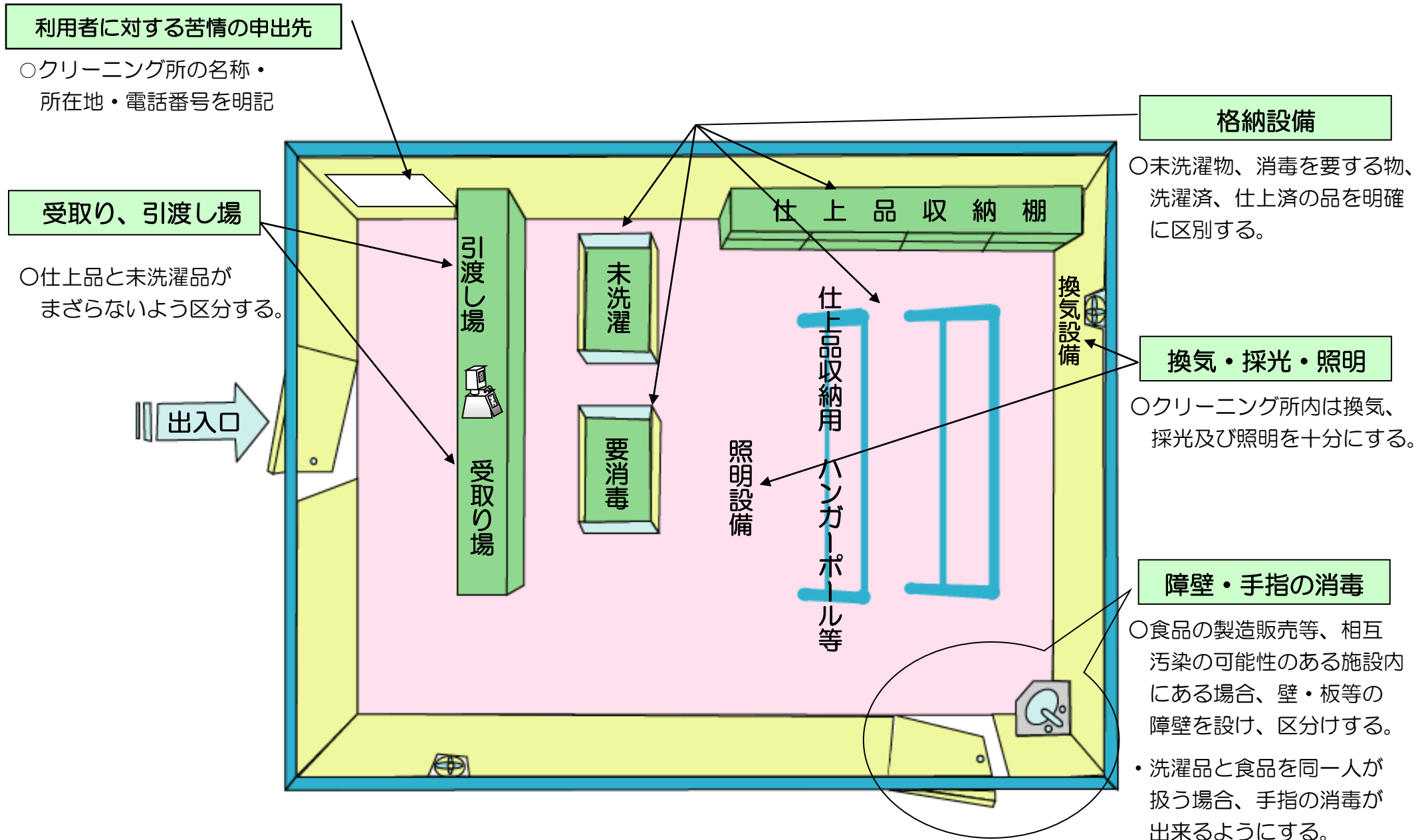
クリーニング所(取次)開設までの手続き



開設時に必要な書類

- 開設届
- 構造設備の概要
- 施設の平面図
- 検査手数料（24,000円）
- 開設者が法人の場合：法人の登記事項証明書（6ヶ月以内）（**原本**提示）

(例) クリーニング所（取次） 構造設備概要



クリーニング所の各種申請・届出手続きについて
～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ 新規開設届

- ・開設者の変更（営業譲渡による承継を除く）
 - ・施設の移転（仮店舗も含む）
 - ・施設の大規模増改築
 - ・施設を建て替え
- 等

必要書類

* 「開設までの手続き」をご覧ください。

◆ 变更届

- ・ 営業者住所の変更
- ・ 法人の名称、本社所在地、代表者の変更
- ・ 施設名称の変更
- ・ 施設の小規模増改築
- ・ 種別を変更（取次→一般、一般→取次）
- ・ クリーニング師の変更
- ・ 施設設備（格納設備等）の変更 等

*** 施設の変更は事前に保健所に相談してください。**

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類
(履歴事項全部証明書(法人の場合)、施設設備図面 等)

◆ 承継届

- ・事業譲渡により承継した
- ・開設者（個人）が死亡し、相続をした
- ・開設者（法人）が合併、または分割により承継した

必要書類

- * 承継届

【事業譲渡】

- * 営業の譲渡を証する書類
- * 譲受人が法人の場合は、登記事項証明書

【個人】

- * 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍全部事項証明書
- * 相続人全員の相続同意書（相続人が2人以上の場合）

【法人】

- * 登記事項証明書（合併又は分割登記後）

◆ 廃止届

- ・営業をやめた 等

必要書類

- * 廃止届

ご不明な点は保健所までお問い合わせください。

クリーニング所(取次)日常の衛生管理等

施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つ。
換気・採光・照明	照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分にする。
洗濯物が接触する設備の清潔	受渡し台、洗濯物の収納容器などの洗濯物が触れる部分を清潔に保つ。
未洗濯物と洗濯物の区別	受け渡し場及び洗い場では、未洗濯物と仕上済の洗濯物を明確に区別する。
利用者への説明	・利用者に対し、苦情の申し出先を明示（掲示と書面の配布）する。 ・洗濯物を受け取る時は、洗濯物の処理方法や、衣類のトラブル発生等の可能性について説明し、利用者の了承の上で処理を行う。
従事者に関すること	・クリーニング業務に従事する従事者（有資格者含む）のうち5人に1人に対し、3年に1回、講習を受けさせる。 公益財団法人 東京都生活衛生営業指導センター 〒150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内 ☎ 03-3445-8751（代表） ・従事者に健康診断を受けさせる等、常に従事者の健康管理に注意する。